

令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町内の空き家の利活用により移住を促進するため、空き家をリフォームする者に対し、令和8年度予算の範囲内において、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和56年野辺地町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する一戸建ての住宅のうち、長期間にわたって居住されていないものであり、かつ、野辺地町空き家等バンク制度実施要綱（令和3年野辺地町告示第95号）第4条第4項の規定により登録されたものをいう。
- (2) 移住者 野辺地町以外の市区町村に住民登録をしている者であって、野辺地町に移住する者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、空き家の維持補修及び機能向上のために行う別表第1に掲げるリフォーム工事をいう。ただし、次の各号いずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
- (2) 他の制度による補助等を受けて行うもの
- (3) その他補助事業として適当でないと町長が認めるもの

(補助対象物件)

第4条 補助事業の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、登記事項証明書等に表示された床面積が50平方メートル以上の家屋であって、当該床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるものであること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、営利を目的とする法人を除く。

- (1) 空き家の所有者と賃貸借契約又は売買契約を締結した移住者で、契約を締結した年度又はその翌年度中に自ら居住するためのリフォーム工事を行う者
- (2) 空き家の所有者で、移住者と賃貸借契約又は売買契約を締結し、当該空き家のリフォーム工事を行う者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。

- (1) 補助金交付申請日までにおいて納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税（以下「個人住民税等」という。）について滞納している場合

(2) 本人又は同一の世帯に属する者が、過去に補助金の交付を受けた実績を有する場合

(3) 本人又は同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

3 補助対象者は、補助事業完了後、5年以上利活用を継続しなければならない。
（補助事業に係る工事施工業者）

第6条 施工業者は、第三者に対し工事の全部の施工を委託し、又は請け負わせてはならない。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件のリフォーム工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び利用確約書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 工事見積書の写し（内訳明細の記載があるものに限る。）

(2) 位置図及び写真

(3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類

(4) 補助対象物件の所有者であることを証する書類

(5) 申請者の本人確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの。法人その他の団体からの申請の場合を除く。）

(6) 登記事項証明書、認可地縁団体証明書等の写しで、所在地、名称及び代表者名がわかるもの（個人からの申請の場合を除く。）

(7) 申請者の個人住民税等の納税証明書

(8) 移住者が賃貸借契約を締結した補助対象物件のリフォーム工事を行う場合は、所有者の承諾書（様式第3号）

(9) 補助対象物件の賃貸借契約書又は売買契約書の写し

(10) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、令和8年12月28日までに提出しなければならない。

4 交付申請は、令和8年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとし、不相当と認めるときは、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ野辺地町空き家リフォーム事業費補助金事業変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止する場合は、あらかじめ野辺地町空き家リフォーム事業費補助金中止承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。

(申請の取下げ)

第12条 申請者は、第10条の規定による補助金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、町長に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、交付の決定がなかったものとみなす。

(状況報告)

第13条 申請者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに野辺地町空き家リフォーム事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに野辺地町空き家リフォーム事業費補助金事業完了実績報告書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、施工業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定通知)

第15条 町長は、前条の報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第16条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると町長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた日から5年を経過する前に補助対象物件の取壊し、転売又は転貸を行ったとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた日から5年を経過する前に転出又は転居したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (4) 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (6) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付取消通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、野辺地町空き家リフォーム事業費補助金返還請求書(様式第13号)により期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前条第1項第1号及び第2号に該当するときに命ずる返還金の額は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

リフォーム工事の定義	建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事、増改築工事及びクリーニング等とする。ただし、備品購入によるリフォームは除く。
工事の種類	(1) 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
	(2) 内壁、天井、床の修繕工事
	(3) 塗装工事
	(4) 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事
	(5) 外壁、屋根、庇、樋の設置・修繕工事
	(6) 間取りの変更、増築（増築面積は10平方メートル以内であること）等模様替え工事
	(7) 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事
	(8) 建具の取替等の工事
	(9) ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事
	(10) クリーニング

別表第2（第17条関係）

交付決定を受けた日からの経過年数	返還金の額
1年未満	補助金の100%
1年以上2年未満	補助金の80%
2年以上3年未満	補助金の60%
3年以上4年未満	補助金の40%
4年以上5年未満	補助金の20%

年 月 日

野辺地町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付申請書

令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 申請者

区 分	<input type="checkbox"/> 所有者と賃貸借契約又は売買契約を締結した年度又はその翌年度中に居住するためのリフォーム工事を行う移住者 <input type="checkbox"/> 移住者と賃貸借契約又は売買契約を締結し、リフォーム工事を行う所有者
-----	--

3 空き家

所 在 地				
所 有 者	住 所			
	氏 名			
規 模	床 面 積	m ²	うち居住用床面積	m ²
空き家バンク	登 録 年 月 日	年 月 日		

4 リフォーム工事

施 工 業 者	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者	
	電 話 番 号	
工 事 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日
a	工事見積金額 (消費税及び地方消費税を含む)	円
b	a×1/2 (千円未満切捨て)	円
c	補助金申請額 (bの額と上限額(30万円)のいずれか少ない額)	円
工 事 の 種 類		<input type="checkbox"/> 基礎、土台、柱の修繕・補強工事 <input type="checkbox"/> 内壁、天井、床の修繕工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根、庇、樋の設置・修繕工事 <input type="checkbox"/> 間取りの変更、増築 (増築面積は10平方メートル以内であること)等模様替え工事 <input type="checkbox"/> 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事 <input type="checkbox"/> 建具の取替等の工事 <input type="checkbox"/> ベランダ、バルコニーの設置・修繕工事 <input type="checkbox"/> クリーニング () <input type="checkbox"/> その他 ()

5 添付書類

- (1) 工事見積書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)
- (2) 位置図及び写真
- (3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
- (4) 補助対象物件の所有者であることを証する書類
- (5) 申請者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの。法人その他の団体からの申請の場合を除く。)
- (6) 登記事項証明書、認可地縁団体証明書等の写しで、所在地、名称及び代表者名がわかるもの(個人からの申請の場合を除く。)
- (7) 申請者の個人住民税等の納税証明書
- (8) 移住者が賃貸借契約を締結した補助対象物件のリフォーム工事を行う場合は、所有者の承諾書(様式第3号)
- (9) 補助対象物件の賃貸借契約又は売買契約書の写し
- (10) その他町長が必要と認める書類

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

野辺地町長 様

申請者 住 所
氏 名

利用確約書

私は、今回の申請を行うに当たり、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金
交付要綱第5条第3項の規定により、下記の事項について確約します。

記

補助事業完了後、リフォームした空き家について5年以上利活用を継続すること。

年 月 日

野辺地町長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

承 諾 書

令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第9条の規定により、承諾書を提出します。

記

- 1 申請者がリフォーム工事を行うこと。
- 2 補助事業完了後、リフォームした空き家について5年以上利活用を継続すること。

上記の事項について、承諾します。

年 月 日

所有者の住所	
所有者の氏名	印
補助対象物件の所在地	

第 年 月 日 号

様

野辺地町長

印

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった野辺地町空き家リフォーム事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助事業の内容 補助金交付申請書のとおり

第 年 月 号
年 月 日

様

野辺地町長

印

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった野辺地町空き家リフォーム事業費補助金については、下記の理由により補助金を交付しないことに決定したので、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付しない理由

年 月 日

野辺地町長 様

申請者 住 所
氏 名

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた補助事業の内容を変更したいので、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第11条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金変更申請額 円
- 3 変更する理由
- 4 変更の内容

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

野辺地町長 様

申請者 住 所
氏 名

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金事業中止承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた補助事業を中止したいので、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第11条第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

中止の理由

備考

- 1 中止の理由は、具体的に記載すること。また、その年月日を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 3 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日

野辺地町長 様

申請者 住 所
氏 名

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた補助事業の 年 月 日現在における遂行状況について、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

遂行状況

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日

野辺地町長 様

申請者 住 所
氏 名

野辺地町町空き家リフォーム事業費補助金事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた補助事業が完了したので、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金精算額 円

3 添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真（施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの）
- (4) その他町長が必要と認める書類

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

第 年 月 日 号

様

野辺地町長

印

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった野辺地町空き家リフォーム事業費補助金については、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額

円

年 月 日

野辺地町長 様

申請者 住 所
氏 名 印

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の確定通知を受けたので、
令和 8 年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 添付書類 口座振込依頼書

第 年 月 日 号

様

野辺地町長

印

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した野辺地町空き家リフォーム事業費補助金については、下記の理由により補助金の（全部・一部）を取消したもので、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付額

（取消前） 円

（取消後） 円

2 取消した理由

第 年 月 日 号

様

野辺地町長

印

野辺地町空き家リフォーム事業費補助金返還請求書

年 月 日付けで交付した野辺地町空き家リフォーム事業費補助金について、令和8年度野辺地町空き家リフォーム事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還方法 添付の納入通知書による。
- 4 返還理由